

対策が必要なのは分かるけど
どう取り組めばいいのかわからない.....

部下との会話で、
「今日の服装かわいいね」
と褒めたらセクハラ？

ハラスメント 対策セミナー

～職場、人間関係をよりよくするために～

部下がミスをして
指導をしたいけど
パワハラと言われそうで
うまく指導できない

セクハラ被害の相談をしたら、
「あなたにも非がある」
と言われた.....

令和4年4月から改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が完全施行となり
中小企業にも適用され、全企業に防止措置が義務化されました。

改正法・指針等をふまえて、企業として今求められている具体的対応について、
セクハラ・パワハラを中心に、弁護士が網羅的に解説します。

講師 Profile

里内 友貴子 Satouchi Yukiko

京都市中央倫理法人会 会員 / 里内法律事務所 弁護士

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了。

2008年京都弁護士会登録、法律事務所勤務を経て、2016年里内法律事務所を京都市中京区に開設

京都府女性活躍・ワークライフバランス企業応援マネージャー(2016年度～2019年度)、

長岡京市男女共同参画審議会委員(現)、亀岡市男女共同参画審議会委員(現)等公職も務める。

共著に「女性社員の労務相談ハンドブック」

【裁判例・指針から読み解くハラスメント該当性の判断】(新日本法規出版)がある。

ハラスメント問題は
予防対策を講じておくことが
第一です!



2022 **10月27日** **木** 18:00-20:00 (受付 17:30～)
※受付で名刺を頂戴しますので、お名刺をご持参ください。

会場 キャンパスプラザ京都 4階 第2講義室

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路939

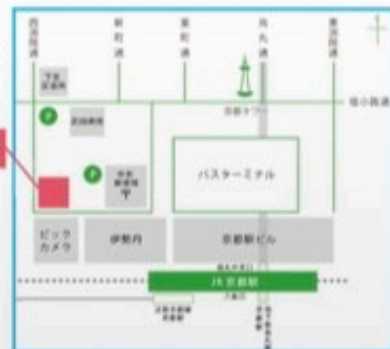
参加費 ¥1,000 ※チケット前売り制
※ゲスト参加も可能

定員 150名

問合せ  京都市西倫理法人会
kyotoshi nishi rinri houjinkai

075-551-1500

問合せ時間 平日 9:00 - 16:00



京都市営地下鉄丸太線、近鉄京都線、JR各線
「京都駅」下車、徒歩5分。